

茅ヶ崎市道の駅整備に係る官民連携手法検討調査委託企画提案者用 仕様書

1 業務概要

業務名：茅ヶ崎市道の駅整備に係る官民連携手法検討調査委託

履行期間：契約日から令和2年3月19日まで

2 業務の目的

本市では、平成27年3月さがみ縦貫道路が全線開通するなど新たな交通網の整備を踏まえ、地域経済の振興や、地域情報の発信などにつながる新たな拠点を形成するため、平成28年3月に「茅ヶ崎市道の駅基本計画」（以下、「基本計画」という。）を策定し、神奈川県と共に一体型の道の駅「茅ヶ崎市道の駅」（以下、「本市道の駅」という。）を整備することとしている。

本業務は、上記基本計画に基づき整備する本市道の駅の設計・建設・維持管理・運営について、従来の公設手法にとらわれず、民間活力の活用により低廉で良質な公共サービス提供ができる手法等に関して導入可能性を総合的に調査・検討を行うものである。

3 契約金額の上限

9,823,000円（消費税及び地方消費税を含む）

4 業務内容

(1) 前提条件の整理

本調査・検討に必要な本市道の駅における、上位計画、基本計画、本市道の駅における神奈川県との関係性、関係法制度、その他条件等を整理する。

(2) 導入機能・規模・モデルプランの検討

基本計画及び、「(4) 民間事業者の意向調査」の結果を踏まえ、本市道の駅に導入する機能、規模、モデルプランについての検討を行う。

(3) 本市道の駅における官民連携事業スキームの検討

本市道の駅については、神奈川県との一体型の整備となることを考慮し、官民連携事業スキームの検討を行うこととする。

①官民役割分担の検討

事業で提供する公共サービスの内容を踏まえ、適切な官民役割分担及び民間活力導入の対象範囲について検討する。

②リスク分担の検討

業務内容、官民役割分担を踏まえ、民間活力の導入を選定した場合のリスク分担を検討する。

③事業スキームの検討

先行事例調査や導入可能な事業手法案を抽出するとともに比較検討を行い、本市道の駅にとって最適な事業スキーム〔事業範囲、事業方式（本市道の駅の管理運営方法を含む）、事業形態、事業期間、法制度、補助金等〕を検討する。また、民間事業者の選定方法や選考基準の考え方も整理する。

(4) 民間事業者の意向調査

事業への参画が想定される民間事業者（市内事業者含む）に対して、前項までに検討した導入機能、事業スキーム等に関する意向調査を行うことで、民間事業者の参画可能性、創意工夫の可能性、事業採算性、事業スケジュール等、事業化検討にあたっての課題を整理する。

(5) 市の財政負担額の算定（VFMの算定）

前項までの検討結果を踏まえ、従来型方式で実施した場合の事業費（PSC）と民間活力を導入した場合の事業費（LCC）を算出し、市の財政負担額の削減効果（VFM）を算定する。

なお、そのほか、損益分岐点分析、感度分析についても行う。

(6) 事業スケジュールの検討

事業実施スケジュールを検討、整理する。

(7) 官民連携事業の実施に向けた課題の整理

次年度以降の事業実施にあたっての検討すべき課題を整理する。

(8) 関係機関協議資料等の作成

事業の推進に際し、関係機関との協議に必要な資料作成を行う。

(9) 報告書の作成

前項までの検討結果を踏まえ、報告書の取りまとめを行う。

(10) 打合せ協議

打合せ協議は、業務の主要決定事項に合わせて全体で3回程度を実施することとし、打合せ協議後は、速やかに議事録を作成し、提出する。

5 技術者

配置する技術者は次のとおりとし、原則として変更することができない。なお、退職等やむを得ない事由が生じた場合は、市の承諾のうえ、変更することができる。

(1) 管理技術者

ア 管理技術者は、十分な経験と知識を有する者を配置する。

イ 管理技術者は、「6. 業務計画書」に従い、業務全般について管理する。

(2) 担当技術者

担当技術者は、本業務に従事する技術者とする。

6 業務計画書

(1) 受託者は、本業務の契約締結後速やかに業務計画書を作成し、市に提出する。

(2) 業務計画書には、次の事項について記載する。

ア 業務内容

イ 実施方針（本業務に係る実施方針）

ウ 業務工程

エ 業務組織計画

オ 打合せ計画

カ 使用する主な図書及び基準

キ 連絡体制（緊急時含む）

ク その他

- (3) 受託者は、業務計画書の内容を変更する場合は、あらかじめ理由を明らかにしたうえで、市の承諾を得なければならない。また、承諾を得た後、速やかに市に変更業務計画書を提出すること。

7 工程管理

受託者は、本業務の円滑な推進のため、業務計画書に基づき適切に工程を管理すること。

8 成果品

調査業務報告書 A4判 4部
調査業務報告書（概要版） 4部
上記の電子データ（CD-R） 1式

9 成果物の検査等

- (1) 受託者は、本業務が完了したときは、その旨を市に通知し、成果物の検査を受けなければならない。市の検査において修補の指示があった場合は、受託者の費用負担によって当該箇所を直ちに修補し、再検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を本業務の完了とみなす。
- (2) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所等が発見された場合は、速やかに市が必要と認める訂正、補足、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とすること。

10 成果の帰属

本業務による成果品及び派生する権利等の副産物は、すべて市に帰属するものとし、市の承諾を受けずに他に公表、譲渡、貸与又は使用してはならないものとする。

11 守秘義務

- (1) 受託者は、本業務の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。本業務が完了した後も同様とする。
- (2) 受託者は、本業務の履行に関して知り得た秘密を受託者の役員又は従業員であっても、本業務を履行するために知る必要のある者以外の者に漏えい又は開示をしてはならない。

12 中立性の保持

受託者は、常に中立性を堅持しなければならない。

13 疑義の選択

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、市と受託者が協議の上これを定める。

1.4 環境配慮事項

- (1) 受託者は、茅ヶ崎市環境マネジメントシステム（C-EMS）活動方針の趣旨をふまえ、省エネルギー、省資源、廃棄物等の削減に配慮するとともに環境関連法令、条例等を遵守する。
- (2) 市に提出する報告書その他の書類については、原則として再生紙を使用する。

1.5 留意事項

各項目の検討に当たっては国及び県の法律や上位計画並びに茅ヶ崎市道の駅基本計画や過年度までの業務内容など、関連する諸計画等との整合性の確保に留意すること。

1.6 その他

- (1) 業務の遂行に当たっては、市との十分な打合わせを行い、業務を誠実に履行することとし、情報交換を必要に応じて行うこと。
- (2) 受託者は、本業務を実施する場合において、国等の動向、先進事例その他必要があると認められる資料を市に提供すること。
- (3) 業務の遂行上必要な資料については、受託者の責任と負担において収集すること。
- (4) 業務中に生じた諸事故並びに市及び第三者に与えた損害に対しては、市の指示に従って、受託者の責任において処理するものとする。
- (5) 受託者は、本業務の遂行にあたり、関連する法令等を遵守し、業務を円滑に進めなければならない。
- (6) 現地調査等を行う際は、事前に市と内容、日程等を確認するとともに、市の方針を十分理解した上で実施すること。また、市民からの質疑・対応等には十分注意し、トラブル回避に努めること。